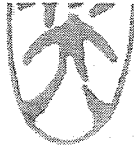


中核市の指定の申出に係る

# 同意申入書

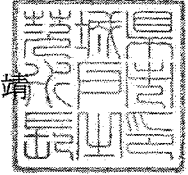
水戸市



中核第9号  
平成31年3月25日

茨城県知事 大井川 和彦 様

水戸市長 高橋 靖



中核市の指定の申出に係る同意について（依頼）

中核市の指定の申出について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の24第1項の規定に基づき、総務大臣に対し申出を行うに当たり、同条第2項の規定に基づく本市の議会の議決を得ましたので、同項の規定に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。



市議会議案第1号

## 中核市の指定に係る申出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の24第1項の規定により、中核市の指定に係る申出を行うものとする。

平成31年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(中核市の指定に係る手続)

第252条の24 総務大臣は、第252条の22第1項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

平成31年3月20日 原案可決

この謄本は議決書の原本と相違ないことを証明する

平成31年3月22日 水戸市議会議長

田口米蔵

